

(四) 佐牙神社の祭りと南山城の諸社

竹中 友里代

はじめに

平成二六年度調査では、佐牙神社秋の例大祭で百味の御食や神楽の調査を行い、またそこで山本村の祭礼箱の銘文を記録し、別稿で報告した。これらの内容をまとめ、若干の考察を加えて報告する。

山本村祭礼用木箱から

先に報告した祭礼用の木箱①の蓋裏には、養子・婚姻振舞仕方の墨書があり、十八人衆（太夫・中老）と男衆に女衆の献立が記されていた。とりわけ婚姻によつて、新婦が村の女性社会に受け入れてもらうための心配りがあること、また振舞う赤飯には子供用も用意されており、村社会の次世代に配慮していることに触れた。

文政十二年十一月「神役記録」(二)には、この銘文に関連する行事の詳細が記されている。例祭の御供の準備のほかに、赤飯には、一番が太夫衆、二番が中老衆、三番が男衆、四番が女衆、五番が子供と大小五種類の物相の寸法等が記されている。本箱①の側面の銘文にも「引盃式拾人前・物相五組」とあるように、この赤飯を盛る五つの型の物相を収納する箱であったことが判明し、古文書の記述を裏付けるものであつた。

た。

このことは文政八年（一八二五）「諸色献立覚」(三)と題する江津村の記録からも知ることができる。これは今中源兵衛が自身の太夫成や嫁を迎える際など村の行事で振舞う献立の参考にするために、村内の諸行事の献立を合わせて書き留めたものである。文政七年十一月十一日書き手の源兵衛の太夫成で、宮座の太夫や中老をもてなす献立が詳細に記録されているが、それに加えて勝手献立として、酢あへ・汁・平・猪口・焼物・吸物が記録されている。勝手方の女房衆にも振る舞いがあつた。

また西十一月の「六右衛門嫁入よひ衆朝勝手膳出し」として酢あへ・汁・猪口などの献立が記されている。そこには「女中茶よひ」として赤飯や白飯が用意されていた。茶よびの献立が宮座や男衆の後に記されていることから、茶呼び衆とは勝手方で働いた女たちをねぎらったものであろう。山本村だけでなく江津村でも裏方として働いた女衆が宮座の行事に参加していたことは明らかである。

江津村の年違と子供

江津村今中源重郎が文化四年（一八〇七）四月から書き留めた「氏神年行事諸書留」(三)には、その表題の通り、氏神佐牙神社の一年間の祭りが記録されている。四月十五日に「年違」として、次のような記述がある。

年違

一、十五日 林蔵子死去 年違 長十郎・浅次郎・善七・宇兵衛・

弥兵衛・久次郎・おこよべ七人 三才

五月十日宮登ル

一、年違 定次郎子 武八子、宮右衛門子 新七子五才死去

これら年違の記述をまとめたものが別表である。四月から七月まで、二才から八才までの亡くなった子供と子供をもつ親の名が書き上げられている。「年違(としたがい)」とは、亡くなった子供と同年齢の子の死を避けるため、その年齢の数だけ豆や餅を食べる風習がある。江津村では、豆や餅を食べたかは記されていないが、六月十日九左衛門の子供の年違には、宮へ上がり、献灯していることから、同年齢の子供を連れて氏神へ参詣していたか、あるいは神社でお祓いなどを行っていたのであろう。表を見ると四月十五日に林蔵の三才の子供が亡くなり、その時同年齢の子は七人いたが、同月二十六日におこよの三才の子供が亡くなり、五月十七日には弥兵衛の子三才が亡くなる。三才の子が四人となる。書き上げた子供の数は合わないが、ふた月に三人の三才児が亡くなっている。五才が五月に三人であったのが、七月には二人である。四月から七月までの記録しかないが、この四ヶ月間に九人の幼児が亡くなり、二才児が八人であるのに、五才児は二

人、八才児は三人と成長するにつれて少なくなり、当時の死亡率の高さを示している。神事の呼衆に子供と母親となる女を加えているのは、子供が村の構成員となるまで無事に成長するようお願いが込められていた。

白川門人帳をめぐる幕末維新期の南山城の神社

こうした近世に行われていた神社や宮座の行事は、明治維新期に大きな変容を遂げる。次に白川門人帳から南山城の神社をめぐる情勢を見よう。

白川家とは、平安時代末頃より花山天皇の皇子清仁親王の後裔顕広王以降代々神祇伯職を世襲し、禁中の祭祀を職務として、伯王家・白川伯家等と称した。近世には吉田神道が寛文五年(一六六五)の諸社禰宜神主法度の第三条により、無位の神主の装束着用には、吉田家の裁許状を要し、地方の神社が神職身分を吉田家の裁許状に求めるようになる。これ以降全国の郷社・村社などの地方の神主を支配下に置き、神祇管領吉田家の宗源神道は、神祇伯白川家の神道祭祀を圧倒していた。それ対して、白川家では、世俗とは距離を置き、禁中祭祀にのみ傾注していた。ところが、江戸中期国学の勃興によって、復古思想が興起し、世俗化しない白川家に対して国学者だけでなく吉田神道からも憧憬をもつて見られるようになる。折しも伯家の財政難を打開するため庶民にも白川家に入門できるよう、門戸が開かれる。入門をめぐって、各

地で白川家か吉田家かいずれの神道を選択するかの争論が起る。こうした時に全国の門人把握のために作成されたのか、「白川門人帳」^(四)である。

甲乙丙丁の四冊に首巻の古帳写し一冊、そして四冊に続き慶応四年（一八六八）から明治二年（一八六九）までを記録した尾巻がある。

文化十三年（一八一六）古帳写の「諸国門人帳」には、山城国の宝暦十四年（一七六四）からの入門者が書き上げられている。明和四年（一七六七）五月廿五日には石清水八幡宮の社家の東竹久丸が入門している。東竹家とは、田中召清が寛文元年（一六六二）に田中家を要清に譲渡して再興した社家である。祠官家系図^(五)によると、召清、象清、充清、好清、延清、容清と続き、この容清が久丸である。容清は、田中正清の次男で天明八年（一七八八）に没している。近世東竹家については、僧体で妻帯し一家を相続する社務三家に対して、社務検校に就任しない家柄で、社家として放生会など祭礼には、童形で参列する以外その営みはほとんど不分明である。石清水の仏事を統括し、神領を支配する社務田中家から養子として傍流東竹家を継承した容清が神祇伯白川家に傾倒していたことは本家田中家が吉田家の宗源神道の一翼を担っていたことに比して興味深い。

南山城では、安永三年（一七七四）五月十五日宇治田原町の建藤大明神の神主に宇治田原上禪定寺村の岡兵庫・平行光

が白川家の裁許で就任している。文政十三年（一八三〇）十二月六日には、この建藤神社の神主岡兵庫は、継目として平憲行が神主として風折烏帽子と浄衣を頂戴し相続している。文政十一年八月二十七日宇治田原郷荒木村大宮神明宮の祠官である五百磐（イニワ）弥次兵衛こと豊後・平憲良は、白川家に初入門し、風折烏帽子と浄衣を礼金五百疋で頂戴し、同時に妻勝子も同社の巫女として初入門し、忌衣の一種である千早をもらい受けている。嘉永六年（一八五三）四月三日倅の五百磐越後・平定良が継目として神拝式作法と風折烏帽子・浄衣指貫を、妻の民江・平晴子も巫女として神拝式と千早を親と同様に頂戴し、村の神社の神主を相続している。宇治田原郷では、建藤神社・大宮神明宮ともに、白川家に二代にわたって入門していた。

宇治田原郷では、文政十一年建藤神社と同様に平岡村の春日大明神社祠官の麻和（アサナギ）志摩・平憲忠も初入門しているが、そこには、入門の事情が記されている。少し長文であるが、次に掲出しておく。

右大宮神明宮・春日大明神等、宇治田原郷七ヶ村之氏神之处、是迄守護人者称宫守、右弥治兵衛先年御門人之列ニ被召加置、中臣祓斗被授置候处、此度氏子中依願、祠官職并改名被仰付、本許状被下之、又麻和と申者、唯称号而已ニ而、平岡村家柄之百性年番ニ宮守役相勤来、是迄何方江も不附属、仍之此度一緒ニ本許状

相願、即年番之者称志摩、神役可相勤旨申渡、且同郷之内外二八幡宮在、是ハト家配下之由、元来右三社宇治田原郷十一ヶ村惣氏神之由也、右願二付、氏子七ヶ村庄屋并郷中大年寄連印之願書差出

御殿申次 御門人 湯浅大和

宇治田原郷の大宮神明宮・春日大明神は、宇治田原郷七ヶ村の氏神で弥治兵衛が白川家に入門を許され、中臣祓を授与されただけであつたが、氏子中の願いによつて神主の職と名が許状によつて得られた。平岡村の年番百姓は、宮守役を勤めていたが、どこにも属していなかつた。そこでこれを機会に白川家の許状により、年番が神主名の「志摩」と称して神役を勤めることとなつた。そもそもこの二社のほかに八幡宮を含め三社は宇治田原郷十一ヶ村の惣氏神である。これは、元来吉田家配下であつたが、この七ヶ村庄屋年寄が連印して白川家に入門の願書を出したという。吉田の神道伝授が長期に及ぶ修養と多大な費用を要したのに対して、白川家入門は礼金と簡便な手續であつたことによる。五百磐の入門をきつかけに、宇治田原郷七ヶ村では、宮座の百姓が年番で勤める氏神の神役は、一年限りの宮守役であつても、白川家が認めた神主名に改名して、神役の勤めを果たすのである。氏神の神役が白川家によつて容易に神主の地位に箔をつけられた。

京田辺市の神社では、明治元年四月十四日に綴喜郡山本村の木村惣右衛門が白川家に初入門し、神拝式作法を礼金百足

で伝授されている。宇治田原郷で見たように、木村惣右衛門も年番神役を勤めるために入門したとも考えられよう。しかし、維新の改革は、京市中や周辺の大社だけでなく、南山城の小社にも及んだ。明治元年三月二日に神号神体の仏教色を払い、同年三月十七日には別当社僧復職令、同年四月一日には八幡の菩薩号を廃止し、八幡神と改称するなど、矢継ぎ早に神仏分離令が出されている。神仏習合の石清水八幡宮には四月一日には、境内地の梵鐘や三具足などの仏教的装飾品の取り除きが命ぜられている。この木村惣左衛門は、山本村の庄屋を勤めていた^(六)。山本村にこれらの通達がいつ届いたかは、明らかではないが、維新後の神仏分離令にいち早く対応するために還俗するか宮寺を去るか選択を迫られていた恵日寺住職に代わつて佐牙神社の神主として勤めを果たそうとしたかのもかもしれない。

同年四月廿日綴喜郡大住村御霊宮神主奥大膳規善は、白川家に初入門し、神拝式を伝授されている。この奥大膳は、復膳とあり、大住氏神社（現月読神社）の境内の神宮寺の住僧であつたろう。同年閏四月の御役所への伺書^(七)によると大住氏神境内には、本社・拝殿・御鳳輦神事具入のほかに薬師堂・籠堂があり、当社には往古より神主・禰宜はなく、別当奥之坊が守護してきたという。この伺い書を提出した奥之坊の別当権大僧都法印空善が還俗して、このたび奥大膳と改名し、神祇官附属の神主となつたのである。

なお、大住社は、慶応四年正月鳥羽伏見の戦いで、敗軍の幕府軍は放火しながら立ち退き、五日に淀が兵火に見舞われ、翌六日男山に兵火が迫るにつれて、戦禍を避けて社務やおもだった神人が供奉して八幡神を大住の当社に遷座した。その時神宝は薬師堂に納め、社務・御殿司や神官等は奥之坊に旅宿し、翌日薩・長・因の三藩が警固し、また村方の主だった者も供奉して無事に還御した。その時人足の差配や兵糧等賄の手配した大住村の鎮守に対して謝礼として永世献米を社務三家が申し出ている^(八)。

その後大住社では同年十月九日には、倅の奥左近善乗が継目入門し、神拝式と葬祭式を礼金五百疋で授けられ、神主職を相続した。

綴喜郡松井村の八幡大神社と天満宮両社は、現松井天神社であるが、同年十二月十四日この神主仲左近が神拝式伝授で初入門したが、白川家への紹介者は、隣村大住村の神主を相続した奥左近である。大住村は石清水との関係から神宮寺の僧侶が還俗して神官に転身、隣村の松井村にも白川家へ入門者を紹介していた。

同年十月九日久世郡田井村の加藤縫殿介藤原正壽は、神拝式伝授により、白川家に初入門しているが、紹介者は、八幡社司紀大隅守であるという。紀大隅守とは、石清水八幡宮の神前で神事を司り、紀氏を名乗る三家(俗別当・神主・檢知)のうちの神主である^(九)。僧体の社務田中家が、吉田家に入

門していたのに対して、石清水の神事は、伯家神道でも祭祀が行われていたとも考えられる。いずれにせよ白川家ではこの時期に南山城でも門人を確保していたことは明らかである。

維新期の京田辺や周辺の村社は、人的ネットワークで白川家入門し、明治新政府の神社祭祀の在り方を模索していたであろう。

註

- (一) 小泉芳孝『稻作民俗の源流』一三六頁、平成十三年
- (二) 文政八年十一月「諸色献立覚」(江津村文書13号)京都府立京都学・歴史館蔵
- (三) 文化四年九月「氏神年行事諸書留」(江津村文書5号)京都府立京都学・歴史館蔵
- (四) 近藤喜博編『白川門人帳』昭和四十七年、清文堂出版
- (五) 石清水八幡宮『石清水八幡宮史』首巻、祠官系図(東竹)四六頁、平成九年、続群書類従完成会
- (六) 田辺町『田辺町近世近代資料集』昭和六十二年、一四六頁、五四(年未詳)「飯岡村千貫岩切取普請差止嘆願書」、年未詳ではあるが、元文五年の関連文書とされる。
- (七) 前掲(六)、四二四頁、一八八、慶応四年、大住村氏神に付奥之坊空善伺書
- (八) 前掲(六)、四二三頁、一八六、慶応四年石清水八幡宮より大住村鎮守へ永世献米の証文
- (九) 拙稿「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分」(『京都府立大学学術報告書』人文 六十七号、二〇一五年)

別表

月日	亡くなった子	人数	同年の子を持つ親
4月15日	林蔵子死去、三才	7人	長十郎・浅次郎・善七・宇兵衛・弥兵衛・久次郎・おこよ
4月26日	おこよ子三才死去	7人	宇兵衛・善七・浅次郎・義兵衛・政右衛門・久次郎・弥兵衛・
5月10日	新七子五才死去	3人	定次郎・武八・宮右衛門
5月17日	弥兵衛子三才死去	4人	宇兵衛・久兵衛・義兵衛・浅次郎
6月5日	浅次郎子八才死去	3人	義右衛門・源蔵・小右衛門
6月7日	記述なし	3人	長次郎・彦兵衛・又七
6月10日	年四才 九左衛門子死去	5人	喜左衛門・庄七・政五郎・友次郎・源十郎
6月12日	年貳才安兵衛子死去	8人	長次郎・定次郎・六右衛門・文七・惣次郎・吉蔵・小右衛門・宮右衛門
7月28日	定次郎死去五才	2人	宮右衛門・定八

文化4年「氏神年行事諸書留」(京都府立京都学・歴史館蔵、江津村文書)より作成